第3135回 例会記録
２０１６年６月６日

甲府ロータリークラブ会報

甲府市相生２丁目２－17
電話　055－237－5475
www.kofu-rotary.gr.jp
info@kofu-rotary.gr.jp

世界へのプレゼントになろう

2015－'16年度 甲府RC会長テーマ「足元から」

会　長　進藤哲雄
副会長　由井久夫
副会長　細田　俊
幹　事　山口高明

6月13日 第3136回 例会プログラム

●富山RC創立65周年記念式典参加報告
●入会式　堤　明伸 様（㈱津々美造園）
●講師卓話
「中心市街地活性化に向けた取組みについて」
甲府市 企画部企画総室 地域振興課
まちづくり係　係長　金子　武仁 様）

本日のメニュー
松花堂弁当
造り盛合せ（マグロ･イカ･甘エビ）
肉じゃが
春雨サラダ
他

次回例会
6月20日（月）

●雑誌紹介
●講師卓話
「あおぞら共和国建国の支援活動について」
今年度甲府RC基金表彰者　小口 弘毅様
（甲府一高「あおぞら会」発起人）

甲府ＲＣ携帯サイト
www.kofu-rotary.gr.jp

Rotary Song　我 等 の 生 業　ソングリーダー　飯 嶋　均

会長挨拶

会　長　進　藤　哲　雄



ソウル世界大会に行ってまいりました。甲府ナイト、地区ナイト、を含め楽しい大会でした。あとで松村会員から詳細にご報告いただきます。

そしてドリーヌに対して最後のお小遣いの贈呈です。ドリーヌは６月20日にフランスに帰国します。

又本日は三神会員より「相続税と贈与に関して」という資産をお持ちの方には重要な卓話がありますのでしっかりとお聞きください。

それでは今日の一句です

桂　信子　　ふところに　乳房ある憂さ　梅雨ながき

会長挨拶を終わります。

幹事報告

1）例会変更
甲府東ＲＣ　6月24日（金）18:30
最終夜間例会
甲府シティＲＣ　6月29日（水）　特別休会
甲府北ＲＣ　6月29日（水）18:30
湯村温泉郷 柳屋
最終夜間例会

2）皆さまのテーブルに数枚づつおいておりますが、甲府市より「中学生職場体験学習」受け入れについてのお願いが参りました。ぜひご一読ください。勤労観や職業観を育成する貴重な機会となります、要請のあった場合はご協力をお願いいたします。

3）６月13日（月）に開催される本年度「最終クラブ協議会」への報告資料のご提出がお済でない理事・小委員長の方は至急ご提出を願います。

4）本日、例会終了後当会場にて第16回理事会を開催いたします。
理事役員の皆様には、ご出席いただきます様お願いいたします。

5）ロータリーレート　6月　1ドル＝110円

出席報告

（敬称略）

（会員数　１０９名）

	出席者数	出席率
本日の出席	88/102	86.27％
前々回の修正	85/102	83.33％

（出席免除会員18名）

〔本日の欠席者〕
川上、木田、小林（照）、坂本、鈴木、佐藤、髙野、髙村（隆）、田邊（護）、中込、中村、野原、松村（昌）、米谷
以上　14名

〔出席免除会員の本日出席者〕
飯島（忠）、長田（眞）、金丸、新海（照）、中澤、深澤、丸茂（紀）、宮城、山本（孝）、横山、西川（一也）

〔他ＲＣに出席及びメークアップ会員名〕
5月30日　甲斐ＲＣ　熊倉
5月31日　甲府南ＲＣ　磯部、加藤（千）、林、安藤、山内（章）、熊倉、中込
6月１日　塩山ＲＣ　野口
6月４日　2600地区 会員増強セミナー　髙野
6月５日　日台ロータリー親善会議　髙野
6月５日　地区インターアクト顧問先生・委員長会議　望月

■本日のゲスト
交換学生　ウルバニャック・ドリーヌさん

■今月のおよろこび（敬称略）
◎本人誕生日
茂木　17日　天野　22日　島村　22日
武田　28日
◎夫人誕生日
清水（修）２日　西川（一也）４日　望月　４日
川上　５日　山内（大）９日　鈴木　10日
細田　10日　遠山　14日　林　15日
長田（眞）21日　丸茂（正）22日　土屋　23日
松村（秀）23日　森　29日
◎結婚記念日
阿閉　８日　西川（一徳）23日　松村（秀）28日

■ホストファミリーに御礼と交換学生にお小遣いの贈呈
交換学生　ウルバニャック・ドリーヌさん
ホストファミリーを代表して上原重樹会長エレクト

■講師卓話

「相続税と贈与に関して」

三神会計事務所 所長　三神　治彦 会員



★生前贈与と税務について

平成27年の相続税の改正を一つのきっかけとして世代間の資産移転等に注目がかつてないほどに集まっています。

具体的には、相続税の基礎控除額の引き下げや経済政策の見地からの若年層への財産移転を促進するための贈与税の特例制度が措置されているところです。

本日は生前贈与に係る贈与税の基本的しくみについてお話ししたいと思います。

まず相続税においては、課税遺産の総額が基礎控除額を超える場合には、申告の必要があります。この基礎控除額は平成27年の税制改正により従来の６割となりました。したがって以前には申告の必要が無くても現在ではその必要がある方が増えてきております。

そこで一つには相続税の節税対策として生前贈与をする人が増大しています。また、相続では遺言を残さない限り遺産分割に関与することはできませんが、生前贈与においては誰に､いくら贈与するかを自分の意思で決めることができます。

☆贈与税の計算のしくみ

１　暦年課税制度

１年間に贈与された財産の価額から基礎控除額110万円を差し引いた残りの額に、贈与税の税率をかけて計算します。

贈与を受けた年の１月１日現在で、20歳以上の者（子や孫）が直系尊属（祖父母や父母）から贈与を受けた財産については特例税率を適用する。それ以外の人が贈与を受けた財産については一般税率を適用する。

留意点として、相続開始前３年以内の贈与財産は相続財産に加算されます。

２　相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は暦年課税との受贈者の選択によって適用が認められる制度で、満60歳以上の父母又は祖父母から満20歳以上の直系卑属である推定相続人（子）及び孫に対するについて適用できます。

精算課税制度は何回でも利用でき贈与する財産は不動産、有価証券、現預金等何でもかまいませんが、無税でもらえる金額には2,500万円の制限があります。この枠は毎年あるのでなく累積しての合計額です。2,500万円を超えることとなった場合は超える分に20%の贈与税がかかります。

留意点として、贈与者が死亡した時には、精算課税適用後の贈与財産のすべてを相続財産に贈与時の課税価格で加算することとなります。ただし、2,500万円をこえる部分に対する贈与税を納めている場合には、相続税額からすでに納めた贈与税を差し引きます。つまり、相続税の前払いとして取り扱われます。

暦年課税と相続時精算課税は選択適用ですが、一度相続時精算課税を選択するとその贈与者からの贈与は暦年課税制度には戻れません。

本日は贈与税の基本的なしくみについてお話ししましたが、次の機会があればパート２をお届けしたいと思います。

■ＲＩ国際大会報告

国際奉仕・理解小委員会の松村秀彦会員より、５月28日～５月30日にかけて行われたソウル国際大会及びそれに関連した行事（甲府ナイト・地区ナイト等）について報告されました。

参加した会員の皆様お疲れ様でした。







（敬称略）

ニコニコボックスご利用のかたがた

甲府ＲＣ

進藤　哲雄、山口　高明
　無事に帰ってまいりました。

野口　英一　ソウル国際大会ご参加の皆様、おつかれさまでした。

鶴田哲嗣郎　ソウル国際大会ご参加の皆様、大変お世話になりました。有難うございました。

ドリーヌさん１年間頑張りましたね！

お別れの挨拶をお願いします…

清水　元章、井上　俊和、五味　　晃、柴山　　聡、遠山　　薫、鶴田哲嗣郎、飯島　　忠、淡路　啓二、森　　隆行、松村　秀彦、飯野奈津子、上原　重樹、田辺　公久、山本　孝夫、丹沢　良治、熊倉　浩高、安藤　耕治、加藤　吉一、阪口　　仁、平嶋　育造

講師卓話：テーマ「相続税と贈与に関して」

講師：三神会計事務所 所長　三神　治彦会員　宜しくお願い致します。

丸茂　紀彦、輿石　丈夫、雨宮　俊彦、磯部　　優、後藤　正英、杉本　裕昭、加藤　千典、深澤　幸夫、山寺　戦治、佐々木宏明、山本　　静、丹沢　良治、成澤　暢彦、岡本　　啓、屋田　雅昭、上原　勇七、梅本　　実

本日ニコニコ金額	41口 41,000円
ポリオプラス資金へ繰入	4,100円
ポリオ資金累計額	204,700円

（会報委員　丸茂正樹）